



ニュース・レター

N E W S L E T T E R

平成21年2月13日発行

第1号

2009.2

ニュース・レターの発刊に寄せて

養育費相談支援センター長 鶴岡 健一

養育費相談支援センターが開設されて1年4か月が経過しました。この間全国の方々から多くの相談が寄せられ、また、応援や激励のお便りもいただきました。支援センターは、直接電話やメールによる相談を受けるほか、これまで、母子自立支援員さんをはじめ、全国の自治体で養育費相談支援に携わっておられる方々の相談の支援や研修等のサポートをさせていただきました。そして、多くの相談員の方が地域に密着した地道な活動を続けておられ、そのことによって離婚に直面した多くの母親、父親、そして子どもたちが救われてきていることを実感しました。

しかし、まだまだ養育費の確保をあきらめていたり、知らなかったり、面倒くさいと思ったり、もう相手とかかわりたくないと思ったりしている方が少なくありません。

養育費を負担するということは、単にお金の問題ではなく、子どもと別れて暮らしている親が、子どもに対してその思いを伝えるためのかけがえのない方法なのです。たとえ両親が離婚をしても、双方の親の思いが確実に届くことによって子どもたちは安心して大人になっていくことができます。

養育費に関する相談や支援の意義は、このように離婚後の新しい親子関係を真に豊かなものにしてい

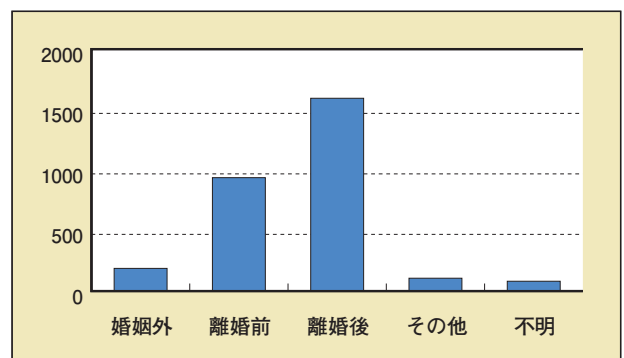
くことではないでしょうか。

私たちは、このミッションの達成のためには、全国で相談支援に携わっておられる方がお互いに横のつながりを密にして、相互に役に立つ情報交換を行ったり、お互いの苦労を共有したりするための情報ネットワークを作っていくことが必要ではないかと考えました。

養育費や離婚の相談に関する新しいニュースや、相談支援に役に立つ知識、面接の技法、各地の相談員や支援員さんたちの取組みなどの情報を集めて、提供していきたいと考えます。

読者の皆さんとともに、本当に役に立つ豊かな情報誌に育てていきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願ひ申し上げます。

■相談時の状況別件数



(平成19年10月～平成20年9月までの相談件数は3,018件)

全国研修を終えて

全国母子自立支援員連絡協議会会長 吉田 美穂

平成20年度全国母子自立支援員研修会は、平成20年9月11日、12日の両日、高知県高知市にて開催され、盛況のうち無事全国研修を終えることができました。また、全国母子自立支援員の研修に先立って9月10日午後から11日午前まで、同じ場所で養育費相談支援に関する全国研修会が行われました。これは、平成19年度に養育費相談支援センターが設置されたことから19年度に引き続いて開催されたものです。

この養育費相談支援に関する全国研修では、養育費相談の実務演習としてセンター独特のインシデント・プロセス法を応用した事例演習が5分科会に分かれて行われました。当事者と直接向きあって相談支援活動をしている私たち母子自立支援員にとって参加者の全国各地での様々な支援の様子、実態そして苦労などを知ることのできる貴重な体験ができたことと好評でした。

さて、後半の全国母子自立支援員の研修の分科会では「母子自立支援員の援助活動について」、「母子家庭に対する就業支援について」、「養育費の確保について」をテーマに3分科会に分かれ、活発なケー

ス検討会がなされました。第3分科会は養育費相談支援センター長・鶴岡氏を助言者にお迎えし、福井県健康福祉センターの西村支援員による「相談に関わる者としてどのように養育費請求のアドバイスをすればいいのか」という具体的な提言をもとに活発な意見交換がなされました。助言者鶴岡氏より、「離婚イコール過去の清算をするもの」というとらえ方ではなく、今後の新たな人間関係形成のスタートなのだという考え方を離婚後の父母にいかにか意識してもらおうのか、そして心情的にはなかなか切り離して考えにくい養育費確保と面接交渉の問題について、今まさに渦中にある母にどうやって子どもを中心とした生活設計をしていくかということに視点を持ってもらうのかなど、支援する側の意識改革も求められているのではないかと助言をいただきました。

基調講演では、高知女子大学の長澤紀美子氏による「母子家庭の貧困とエンパワーメント」と題し、母子家庭になっても不利にならない、差別されない社会を目指すことを政策目標とし、貧困や生活困難から自立し、行政に経済的に依存しないためにはどうすればよいか。自立への阻害要因を一つ一つ解消し、当事者の力を引き出すことで本人の“溜め”を広げていくために私たち支援員が当事者にどのように関わってゆけばいいのかを考えさせられる内容でした。

最終日の講演では、法政大学現代福祉学部の鳥山まどか氏より 母子自立支援員アンケート調査結果から「相談支援でできること・できないこと」と題し、母子寡婦福祉資金貸付の実態から教育費を考え、ひとり親家庭の子ども達の自立に向けて就労にも学



歴が左右されること、彼らが安心して進学し、資格を身につけ自立していくためにはこの貸付が必要不可欠であること等を確信する内容でした。

いずれにしても 相談に際し、当事者の抱えるあらゆる心的・経済的負担を一時的な軽減という対処療法にとどめることなく、個々の事情に即した解決に向けて段階的に相談に当たることの大切さを痛感しました。

行革の流れの中で雇用形態も様々に変化し、専門

性が求められる支援員として、日々の業務をこなしていかなければならない私たちにとってこの3日間の全国研修が充実したものとなったことは確かです。



養育費相談支援全国研修終わる

離婚は過去の清算だけではなく将来の新しい人間関係の創造にかかわることである

(片山登志子講師の特別講演から)

平成20年9月10、11日高知市三翠園で開かれた平成20年度養育費相談支援に関する全国研修では大阪弁護士会所属の片山登志子弁護士による「離婚調停、離婚訴訟における当事者支援」と題した特別講演が行われました(養育費相談支援センターでは講演録の出版を予定しています)。片山弁護士は、離婚調停や離婚訴訟の代理人としてだけではなく、大阪家裁の家事調停官としての御経験もあり、現在も同家裁の調停委員として、離婚に伴う問題解決や当事者支援に豊富な御経験があります。

今回の講演では、離婚に関して夫婦の間に生じるさまざまな紛争について紹介され、特に未成年の子のある夫婦の離婚について、子の福祉への配慮の大切さを強調されました。特に、離婚は夫婦の過去の生活に関する評価や清算を行うだけでなく、同時に将来に向けた新しい人間関係を創造し、当事者それぞれが新しい生活をイメージし、再出発する必要がある、ということばは参加者に強いインパクトを与え、その後

の分科会など今回の研修全体を通じて繰り返し確認されたメッセージとなりました。

そのほか、早急に回答を求める相談者に対して、簡単に答えだけを示すことをしないで、離婚後どういう生活設計が立てられるかを具体的に、かつさりげなく聞くといった姿勢が必要であり、決してマニュアルだけに頼って答えてはならないということも、相談実務に携わる者にとって忘れてはならない指摘でした。

さらに、いろいろな制度整備は急がなければならないが、そのような制度がなくても黙っていてもきちんと支払う男性を育てる方法を考えましようという、男性に対する意識改革を求める問題提起など印象的なメッセージに満ちたお話でした。

終わって、当事者の成長ということまで配慮に入れたあんなステキな弁護士さんもおられるんですねという声が会場のあちこちで聞かれました。

(鶴)

シリーズ

そこが知りたかった ①



このシリーズは、母子自立支援員さんたちはじめ相談の窓口担当者のために養育費相談の窓口でよく聞かれる質問について、わかりやすく解説したものです。第1回は「公正証書」と「調停調書」の違いや双方の特徴について整理してみました。

Q 公正証書と調停調書の違いは？

	公正証書（養育費）	調停調書（養育費）
作成場所	公証人役場	家庭裁判所
作成に関わる人	公証人、当事者 ※当事者二人で公証役場に行く必要がある。 代理人や委任状は原則として認められない。	裁判官、調停委員、書記官、当事者
用意する書類	双方の戸籍謄本・協議内容を書いた書面	双方の戸籍謄本・申立書 ※申立書は全国共通（家裁からファクスやインターネットで取り寄せることができる）
費用（手数料）	5000円～2万円程度 ※目的の価額（10年分の養育費額）に応じて手数料が決まっている。	1200円×子どもの数と切手代800円
作成期間	1か月程度 ※まず協議内容を公証人に示し、公正証書を作成してもらい、内容を確認するなどの作業がある。	数か月 ※通常1か月に1回程度の割合で3回から5回程度かかる
履行確保方法	強制執行・間接強制（地方裁判所） ※強制執行認諾条項が必要	履行勧告・間接強制（家庭裁判所） 強制執行（地方裁判所）

○夫婦だけで作成した「協議離婚書」や「念書」は、そのままでは強制執行ができません。

○公正証書について

夫婦の間で養育費など金銭給付について話がまとまっているが、確実に支払ってもらうための保障がほしいという場合には、公正証書を作成することがよいでしょう。

注意しなければならないことは、約束が守られないときには強制執行ができるという条項（強制執行認諾条項）を付け加えることです。また、原則は、夫婦と一緒に公証役場に赴いて陳述することになります。夫婦の一方が納得していないのに強制的に公証役場に連れていくことはできません。

○調停調書について

離婚に際して養育費などについて夫婦間で協議ができないという場合には、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。調停で養育費の金額や支払い方法について合意ができたときに、審判官が当事者に約束事項を読み上げて書類にしたものを調停調書といいます。

離婚後の調停の場合、話し合いがつかないとき、又は相手方が調停に応じないときは、養育費額は審判で決められます。家庭裁判所で決められたことは当然強制執行もできますが、その前に履行勧告の申出をすることができます。

廣野 武（養育費相談支援センター主任相談員）

日々
雑感

シリーズ

地域に密着した相談支援を……
母子自立支援員さんたちの取り組み

津雲 京子 (石川県養育費専門相談員)

私が養育費相談員として勤務する石川県母子福祉センターの窓からは、金沢市中心街のビルの合間より、兼六園の木立が垣間見え、その向こうに富山県との境の医王の山並みを望むことができる。特に冬の北陸地方は天気の変化が激しく、今、薄日が射していても、相談の電話を受けている間にも、山間に雲がわき、山はすっぽり雪雲に覆われてしまう。受話器を置く頃には、雪も舞い始める。雪の降りしきる町を見ながら、相談者の心情を思う。相談員として2年近くになるが、果たして相談者の方にとって、良い支援ができたのだろうか、受話器を置く度自問する。もっと確かな方策があったのではと。

ただし、私は恵まれているといえよう。そもそも、石川県行政の先取的な取り組みに、(財)母子寡婦福祉連合会が連携した結果としての現職であり、職場のスタッフに支えられての今の私であると思っている。

また、どうしても判断のつかない困難な事例については、養育費相談支援センターの適切なアドバイスを受けられるということも非常に心強いことである。

そして、相談を受けている間にいろいろと見えてくる問題も多い。現状では法の制度整備が整わないと、解決への道が見えないこともある。児童扶養手当との兼ね合いしかり、養育を放棄し養育費を意図的に支払わない親の問題しかり等々。子の面会交流の問題も相談を受けるようになってきた。

問題解決に向けてまずは、話し合いをすすめるが、その話し合いが、当事者間でなかなか出来ないということも少なからずある。問題解決にはファシリテーションの技量も必要になってくるに違いない。一方的な話を聞くだけでは、見えないこともあるかもしれないが、今は、悩んだ末やっとの思いでダイヤルしてくる相談者の話を傾聴することにより、行く先



執務中の津雲さん



石川県母子家庭等就業・自立支援センター

に小さな明かりでもいい、灯すことができるよう母子の自立に向け、就労も含め支援してゆきたい。養育費確保は、社会全体に、養育費を受け取るのは当たり前前という意識が浸透して、養育費の支払いは別れて暮らす子に対する義務ということを知り、皆が認める社会にならなくてはなかなか難しいことである。もちろん今以上の法の整備も含め。今後は事務所を出て県下の市町に出向き、積極的に相談会を開催し、養育費というのは子の権利として当たり前前ということを知り、広く社会に訴えていく機会を作っていきたい。

北陸の冬は長く厳しいが、冬を越せば必ず春が来る。一斉に花が咲き、明るい日差しが踊る。相談者がいつまでも後ろを振り返らずに、前向きに生きていって欲しいと願わずにはられない。



編集後記

- ★平成20年12月17日・18日と石川県庁・石川県母子家庭等就業・自立支援センター及び福井県庁・福井県母子寡婦福祉連合会をお邪魔しました。石川県は健康福祉部子育て支援課が中心になって養育費相談支援の充実に力を入れておられ、自立支援センターとの連携協働を進め、母子自立支援員さんたちの体系的な研修の実施に取り組んでおられます。福井県でも健康福祉部子ども家庭課が、母子寡婦福祉連合会と連携して県内各市での巡回相談などに力を入れておられました。各地で母子家庭の皆さんの悩みや問題の解決のために、地道な支援を続けておられる第一線で力を尽くしておられる方々とお会いすると、これからやらなければならないことが具体的に見えてきただけでなく、たくましく賢い母親たちになってもらうためのお手伝いをするという私たちの仕事のミッションを強く感じました。 (鶴)
- ★ようやくニュースレター第1号ができました。全国の母子自立支援員さんをはじめ養育費確保のために働いておられるみなさんのところをつなぐことができる情報ネットワークをつくっていききたいと思います。 (石)
- ★金沢の自立支援センターは事務室もきれいで白山も美しく見えました。津雲さんにいただいたお焼きは暖かく、みなさんの相談支援にかける心の熱さが伝わってきました。 (えび)